

## 厚生労働大臣が定める薬局の掲示事項及び施設基準の掲示事項

### ◆保険薬局である旨の標示

当法人の運営する薬局（当薬局）はすべて、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

### ◆明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や積極的な情報提供の推進のため、領収証を発行する際に、調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称等が記載されます。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない場合は窓口にてその旨をお知らせください。

### ◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当薬局は、積極的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を取り扱い、後発医薬品調剤体制加算を算定しております。ただし、お薬によってはご用意が出来ないものもございますので薬剤師までご相談ください。

### ◆長期収載品の調剤について

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

### ◆薬剤調整料の夜間・休日等加算の対象となる曜日・時間帯について

当薬局は、月曜日～金曜日の19時以降、土曜日の13時以降、年末年始の店舗営業日（12月29日から1月3日まで）は夜間・休日等加算を請求させていただきます。（日・祝日は除く）

### ◆薬学管理料について

#### 調剤管理料

患者さまやご家族から伺った薬の服用歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

#### 服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬の重複や相互作用、アレルギーのリスク等ないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。また複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。

薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。

#### 医療情報取得加算

当薬局では、マイナンバーカードによるオンライン資格確認体制が整っております。患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの情報を、システムを通じて確認・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

### ◆施設基準について

## 後発医薬品調剤体制加算 1/2/3

後発医薬品調剤体制加算 1/2/3 の施設基準（直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 80・85・90%以上）に適合する薬局です。

### 在宅患者訪問薬剤管理指導料

医師の指示に基づき、患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出を行っております。

### 在宅薬学総合加算（内野本郷店・寄居店・東浦和店・指扇店）

以下の基準に適合する薬局では在宅薬学総合加算を算定しています。

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料等 年 24 回以上の実績
- ・ 緊急時等に対応できる体制及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得

### 医療 DX 推進体制整備加算（新所沢店・花の丘店・内野本郷店・上尾駅前店）

以下の基準に適合する薬局では医療 DX 推進体制整備加算を算定しています。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制（令和 7 年 10 月以降）
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

### かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料（内野本郷店）

以下の基準を満たす、かかりつけ薬剤師が在籍している薬局では、患者さまの同意を得て必要な指導等を行った場合に、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定することができます。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 1 年以上の在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

以上

(株) ケアプランニング

ひばり薬局・スター薬局及びスター調剤薬局

2025 年 7 月 15 日掲示